

一 保安林の所在場所 長野県諏訪郡下諏訪町字菰川一四四七のイ、一四四八、一四四九のイ、一四九〇のイ、一五〇〇から一五五五まで、一五五六のイ、一五五六のロのイ、一五五六のロのニ、一五五七、一五六四から一六六六まで、一三三七のロ、一三四二のイ

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (二) 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 保安林の所在場所 長野県長野市信州新町信級字向平四三九二、四三九四、四三九五、四三九七、四四三〇、四四三三から四四三七まで、字向ひ中四四三八、四四三九、四四四九から四四五二まで、四四五四、四四五五、四四六九、四四七一、四四七二、字柄ノ木平五一三九から五一四五まで

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (二) 主伐として伐採をすることができ、立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市滝ヶ原四七〇八の一・四七一〇の八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 道路用地とするため (次の図)は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県日光市滝ヶ原四七一一五の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため (次の図)は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 広島県神石郡神石高原町坂瀬川五九八三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため (次の図)は、省略し、その図面を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 熊本県下益城郡美里町早楠字鷹羽重一六一三の三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため (次の図)は、省略し、その図面を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百四十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道上川郡新得町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため (次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百五十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 北海道上川郡新得町(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 道路用地とするため (次の図)は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 福岡県朝倉市須川字合ノ坂一の一・三・一の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 指定理由の消滅 (次の図)は、省略し、その図面を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。 ○農林水産省告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 令和三年一月二十日 農林水産大臣 野上浩太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県土岐市土岐津町土岐口字南山一・二九一・三二・三二・三三(以上三筆国有林)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 解除の理由 指定理由の消滅 ○経済産業省告示第十号

中小企業支援法(昭和三十八年法律第四百四十七号)第十一条第一項の規定に基づき、令和三年一月四日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成十二年通商産業省令第九十二号)第九十二条(第九十二号)第十七条の規定に基づき、公示する。 令和三年一月二十日 経済産業大臣 梶山 弘志

一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県土岐市土岐津町土岐口字南山一・二九一・三二・三二・三三(以上三筆国有林) 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 三 解除の理由 指定理由の消滅

Table with columns for registration numbers, names, and titles of individuals registered as Small Business Diagnosticians. Includes names like 梶山 弘志, 大林 定敬, 大越 敬介, etc.